

# シリーズ企画

## オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その55) 改正健康増進法よりも厳しい条例が次々に成立

- ①大阪府受動喫煙防止条例
- ②兵庫県、受動喫煙の防止等に関する条例の改正
- ③神奈川県、調布市、豊橋市でも条例で加熱式タバコを規制

北九州市医師会広報委員会委員  
産業医科大学産業生態科学研究所 大和 浩  
健康開発科学研究室 教授

2018年7月25日、「健康増進法の一部を改正する法律(以下、改正法)」が公布され、地方自治体では改正法よりも厳しい規制にした上乘せ条例、規制の内容は同じで対象を拡げた横出し条例の成立が続いています。

### ①大阪府受動喫煙防止条例

大阪府では、府民の健康の保持増進に向けた一層の受動喫煙の防止に向けた対策として、大阪府受動喫煙防止条例が2019年3月20日に公布されました(図1)。改正法では、小規模で既存の飲食店は、全面禁煙・全席禁煙(喫煙専用室設置)以外に、

改正法 全国施行: 2020年4月		大阪府受動喫煙防止条例 全国施行: 2025年4月	
<p>5. 第二種施設における取り組み ※努力義務: 2022年4月施行、罰則部分: 2025年4月施行</p> <p>&gt; 原則屋内禁煙(喫煙専用室設置可。喫煙可能部分へ20歳未満の者を立ち入らせてはならない)【法: 2020.4-】 (経過措置: 客席面積100㎡以下かつ個人又は資本金等5000万円以下の店舗は、禁煙・喫煙を選択可)</p> <p>【改正法の第二種施設のうち、既存特定飲食提供施設にかかる府独自の取り組み】</p> <p>&gt; 従業員を雇用する飲食店は、客席面積に関わらず原則屋内禁煙に努める(努力義務) 【2022.4-】</p> <p>&gt; 改正法で経過措置対象としている客席面積100㎡以下の飲食店のうち、30㎡を超える飲食店は、 原則屋内禁煙(罰則あり) ※喫煙専用室及び加熱式たばこ専用喫煙室の設置可 【2025.4-】</p> <p>&gt; 客席面積が30㎡以下の飲食店は、改正法と同様に、喫煙か禁煙の選択可(経過措置) 【2025.4-】</p>			
<p>第二種施設 多数の者が利用する施設 (第一種施設を除く) (例)事務所、旅館(客室を除く)、飲食店等</p>	<p>原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)</p>	<p>原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可) 法: 2020年4月施行</p>	
	<p>【経過措置】 既存特定飲食提供施設 ・客席面積100㎡以下 ・個人又は資本金等5000万円以下の店舗</p> <p>禁煙・喫煙を選択可</p>	<p>原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)</p> <p>従業員を雇用する施設 屋内禁煙に努める (努力義務) 2022年4月施行</p> <p>【経過措置】 府既存特定飲食提供施設 客席面積30㎡以下の店舗 禁煙・喫煙を選択可 2025年4月施行</p>	

図1. 改正健康増進法と大阪府条例による第二種施設の規制



図2. 特定屋外喫煙場所の例

全飲食店の55%（厚生労働省試算）が経過措置として喫煙可能を選ぶことができることになっています。大阪府では2025年に開催される万国博覧会の実施に合わせて改正法よりも厳しい横出し条例が施行される予定です。具体的には、従業員を雇用している飲食店（東京都、千葉市と同様）、および、30㎡を超える飲食店は原則屋内禁煙を努力義務としました。大阪府の試算によれば、この条例により大阪府の飲食店の68%が原則禁煙となる見込みです。

また、改正法で第一種施設に特定屋外喫煙場所を設けても良い、というルールになっています。ただし、図2のようにその施設を利用する者が通常立ち入らない場所で、パーティション等で区画され、喫煙場所であることを示す標識を掲示することが求められています。法律上は設置が認められてい

ても、第一種施設にこのような喫煙場所をつくることは敷地の無駄、職員の勤務中のタバコ離席、喫煙後のタバコ臭（三次喫煙）、清掃業者の受動喫煙、清掃費用等の問題が残ります。なお、改正法にかかわる健康局長通知には「設置することを推奨するものではないことに十分留意すること」とされています。

大阪府条例ではこの点について、学校、病院、児童福祉施設、行政機関では特定屋外喫煙場所も設置できない敷地内全面禁煙とした点が法律よりも厳しい上乗せ部分になります（図3）。

4. 第一種施設（敷地内禁煙）における取り組み ※2020年4月施行		
➤ 敷地内全面禁煙（特定屋外喫煙場所を設置しないこと）に努める（努力義務）【2020.4-】		
第一種施設	改正法(2019年7月施行)	府独自の取り組み(条例)(2020年4月施行)
受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者（20歳未満の者、患者、妊婦）が主たる利用者である施設 学校（学校、幼稚園等） 病院、診療所、助産所 児童福祉施設（保育所、児童養護施設等） その他（介護老人保健施設、認定こども園等） 行政機関の庁舎	禁煙（敷地内禁煙） ※ 特定屋外喫煙場所を設置できる イメージ 	禁煙（敷地内全面禁煙：努力義務） ※ 特定屋外喫煙場所を設置しないこと ★例外措置 禁煙（敷地内禁煙） ※ 特定屋外喫煙場所を設置できる (例) 精神科、終末期医療を提供する病院、主に療養を中心とする施設など、利用者への一定の配慮が必要な施設
特定屋外喫煙場所：第一種施設の屋外の場所の一部のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所		

図3. 大阪府受動喫煙防止条例、第一種施設の取り組み

本市でも総合保健福祉センターが昨年から敷地内禁煙となっています。市内の第一種施設はすべて敷地内全面禁煙にして欲しいものです(図4)。

②兵庫県、受動喫煙の防止等に関する条例の改正

平成25 ( 2013 ) 年に施行された条例から 5 年経過したため、条例の改正が行われ、平成31 ( 2019 ) 年 3 月19日に公布されました。改正された条例のうち、今年 7 月に施行される部分を図5に示します。

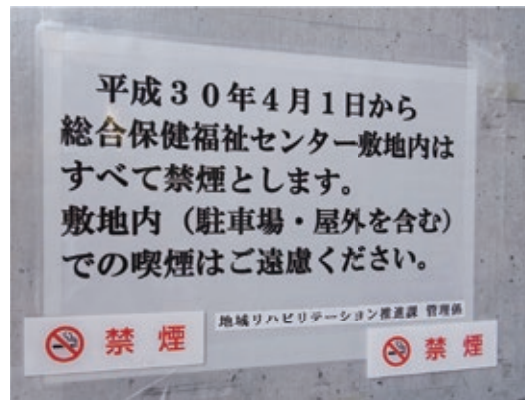


図4. 北九州市総合保健福祉センターは敷地内禁煙

1. 20歳未満の方及び妊婦の方を受動喫煙から守るための対策 (平成31年7月1日一部施行)		
20歳未満の方と妊婦の方を受動喫煙から守るための新たな対策を規定しています。		
施行時期	対象	内容 (一部条文抜粋)
平成31年7月1日	全ての人	<ul style="list-style-type: none"> <li>たばこの煙が、とりわけ発育の過程にある20歳未満の者及び胎児の健康に悪影響を及ぼすものであることから、20歳未満の者及び妊婦に受動喫煙を生じさせないようにしなければならないこと</li> <li>20歳未満の者及び妊婦と同居する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他の者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならないこと</li> <li>学校、病院、児童福祉施設等の敷地の周囲において喫煙をしてはならないこと</li> </ul>
平成31年7月1日	20歳未満の方及び妊婦の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>喫煙区域に立ち入ってはならないこと</li> <li>妊婦は、喫煙をしてはならないこと</li> </ul>
平成31年7月1日 (※)	施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物等への出入り、自動車の乗降、待合いその他の人が相互に近接する利用が想定される当該対象施設内の場所については、受動喫煙防止区域以外の区域であっても、吸い殻入れ等を設置しないなど受動喫煙の防止等に関して必要な措置を講じなければならないこと</li> </ul> <p>(具体的な場所の例) コンビニエンスストアの敷地のうち、入口付近や通路に面した場所など、施設の利用者がたばこの煙を避けることができない場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>喫煙区域を設ける場合は、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせないこと</li> </ul> <p>(※) 屋外喫煙区域を除く喫煙区域については、平成32年4月1日施行</p>

2. 施設における規制の概要 (平成31年7月1日一部施行)			
施設管理者は、施行時期に合わせて規制内容のとおり必要な対応をしていただく必要があります。			
施行時期	条例の対象となる施設の区分	規制内容：必要な対応 (受動喫煙防止措置)	
		改正前	改正後
平成31年7月1日	1. 幼稚園、保育所、小・中・高校など 病院、診療所、助産所 児童福祉施設、母子・父子福祉施設など	敷地内・建物内のすべてを禁煙	敷地内・建物内のすべてを禁煙 ※敷地の周囲も禁煙
		建物内のすべてを禁煙	
	2. 大学、専修学校、薬局など 介護老人保健施設、介護医療院など 官公庁施設	建物内の公共的空間 (注1) を禁煙	敷地内・建物内のすべてを禁煙 ※屋外喫煙場所設置は可能
		建物内のすべてを禁煙 / 建物内の公共的空間 (注1) を禁煙	

図5. 改正兵庫県条例の内容(今年 7 月に施行される規制)

ポイントは以下です。

- ・タバコの煙からとりわけ保護する者として、20歳未満の者だけではなく、胎児保護の観点から妊婦も対象とすること
- ・規制区域として、公共的空間を有する施設だけではなく、居宅等の私的空間や自動車の車内も加えること
- ・妊婦は、喫煙をしてはならないこと
- ・20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、同乗する自動車の車内での喫煙を禁止する

こと

- ・学校、病院、児童福祉施設には屋外にも喫煙場所を設けてはならないとし、さらに、敷地の周囲も禁煙とすること
  - ・官公庁を対象としたことで議会も禁煙化の対象とすること
- さらに、コンビニエンスストアなど出入口の対策(図6)や、加熱式タバコも紙巻きタバコと同様の規制とする点(図7)も改正法よりも厳しい規制となっています。

**改正内容**

**3 対象施設と受動喫煙防止のための措置⑦**

・ **施設管理者は新たに次の措置を講じる必要があります。**  
※罰則はありません。

・ 建物等への出入り、自動車の乗降、待合いその他の人が相互に近接する利用が想定される場所については、規制対象外の場所であっても、吸い殻入れ等を設置しないなど受動喫煙の防止等に関して必要な措置を講じなければならないこと(第9条第6項)

◆ 具体的な場所の例:  
コンビニエンスストアの敷地のうち、入口付近や通路に面した場所など、施設利用者等がたばこの煙を避けることができない場所  
(コンビニエンスストアの規制は建物内の禁煙)

図6. 改正された兵庫県条例における出入口等の措置

**改正内容**

**5 加熱式たばこの取り扱い**

・ **加熱式たばこは現行条例のまま、紙巻きたばこと同様の取り扱いとします。**  
(法律で定める「指定たばこ専用喫煙室」は認めません。)

**【参考】 加熱式たばこに関するWHOの見解(厚生労働省資料より)**

- ・ たばこ会社が資金提供する研究においては、有害物質が著しく軽減されていると報告されているが、有害物質の軽減が健康リスクを低減させるかどうかについては、現時点では科学的根拠はない
- ・ 受動喫煙のリスクについては、科学的根拠は十分ではなく、さらなる研究が必要である。
- ・ たばこ業を含む全てのたばこ製品は有害であり、加熱式たばこも例外ではない。そのため、他のたばこ製品と同様、たばこに関する政策や規制の対象とすべきである。

図7. 改正された兵庫県条例における加熱式タバコの規制

### ③神奈川県、調布市、豊橋市でも条例で加熱式タバコを規制

兵庫県以外にも、平成 28 ( 2016 ) 年に見直しが行われた神奈川県の条例 ( 図 8 )、調布市の条例 ( 図 9、平成 31 年 3 月 26 日 公布 )、および、豊橋市の条例 ( 図 10、平成 31 年 3 月 27 日 公布 ) でも加熱式タバコを例外扱いしない規制となりました。豊橋市はシンプルで分かりやすいポスターも作成しています ( 図 11 )。

一方、本誌 3 月号で紹介したように北九州市では路上喫煙禁止地区において加熱式タバコは規制の対象外とされています。本市でも加熱式タバコの規制を強化するように医師会から求めていくことを提案したいと思います。



図 11 豊橋市受動喫煙防止条例における加熱式タバコの規制

#### 1-14 いわゆる加熱式のたばこは条例の対象になりますか。

※加熱式のたばこ：たばこに直接火をつけず、たばこ葉を高温で加熱して喫煙する方式のたばこ ( Ploom TECH ( JT )、IQOS ( フィリップモリス )、glo ( プリティッシュ・アメリカン・タバコ )、平成 30 年 3 月 現在 )

- ／ この条例では「たばこ」とは喫煙用の製造たばこを指すものとしています。
- ／ また、「受動喫煙」とは他人のたばこの煙を吸わされること、「喫煙」とはたばこに火をつけ、又はこれを加熱し、その煙を発生させることと定義しています。
- ／ 加熱式のたばこは、喫煙用の製造たばこであり、これを使用するとその煙が発生するため、条例の規制の対象としています。
- ／ なお、たばこの煙には、加熱式のたばこの製造販売事業者が「たばこペーパー」等と称しているものを含みません。

図 8. 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例 Q&A

- ( 3 ) 喫煙 たばこを燃焼させ、又は加熱することにより、煙又は蒸気を発生させることをいう。
- ( 4 ) たばこ たばこ事業法 ( 昭和 5 9 年法律第 6 8 号 ) 第 2 条第 3 号に掲げる製造たばこのうち、喫煙用に供されるもの及び同法第 3 8 条第 2 項に規定する製造たばこ代用品をいう。

図 9. 調布市の受動喫煙防止条例 ( 加熱式タバコも紙タバコと同じ取扱い )

**> 豊橋市受動喫煙防止条例**


○ 加熱式タバコにおいても喫煙者の呼気に有害物質が含まれており、健康増進法改正の趣旨が、望まない受動喫煙をなくすことから、紙巻きたばこと同等の扱いとする。  
【努力義務】

参考：（国）改正健康増進法

○ 特例として、加熱式タバコについては「当分の間の措置」として、経過措置が設けられている。  
⇒ 加熱式タバコ専用の喫煙室内での飲食等が可能 ※ 屋内の一部の場所  
(指定たばこ喫煙専用室)


原則

屋内禁煙




ただし、

喫煙専用室設置




紙巻たばこ 加熱式たばこ  
飲食不可

喫煙専用室設置



飲食不可


喫煙専用室設置



飲食不可

特例として、

加熱式タバコの特例



飲食以外も可

※ 全面加熱式たばこ専用室は不可

図10.豊橋市条例における加熱式タバコの規制に関するポスター